

### I 条例・指針の制定

#### 【条例の制定】（R3.3月）

背景

- 県を挙げて産業振興計画に取り組んできたが、同計画の対象以外の産業分野や同計画に関わらない事業者が存在
- 各産業分野（部局）ごとの取組（建設業活性化プラン、健康長寿県構想など）を推進してきたが、それぞれの取組みについて、中小企業振興の理念や方向性を共有する仕組みがなかった

→ **県内中小企業を今まで以上に振興**していくため、**理念や方向性を共有する条例**を制定  
 条例第12条  
 「知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するための指針を策定する」

#### 【指針の制定】（R4.3月）

ポイント

- 地域地域で県内中小企業等が、まずは**事業を継続**し、そのうえで**成長**が図られるよう、**施策や取組の方向性**を示す
- 事業継続に欠かせない**担い手の確保**とともに、成長につながる**デジタル化**、**グリーン化**、**グローバル化**について、**特に重点的に取り組む**

### II 指針の概要

#### 【施策の基本的方向】（条例第11条）

中小企業等を取り巻く社会情勢や環境変化等に対応した、**具体的な15項目**に分類

#### 【各業種に「共通」する県の支援のあり方（施策）】

- 中小企業等の自主的な経営の向上及び改善に**必要な情報を届ける**ことや**「意欲の喚起につながる仕掛け」**を講じ、そのうえで意欲や成長段階に応じた伴走支援を実施
- 事業者単体では取り組むことが困難な**需要の喚起や交流人口の拡大**に取り組む
- 経営資源に限りのある中小企業等に、**デジタル技術を活用した事業者同士の連携した取組を促進し支援**

＜指針における施策の基本的方向＞

項目	共通	個別	項目	共通	個別
① 経営基盤の強化・経営資源の確保	○		⑨ 資金供給の円滑化	○	
② 生産性の向上	○		⑩ 事業活動を担う人材の育成・確保	○	
③ 新たな技術、製品・サービス等の開発の促進		○	⑪ 働き方改革を進める雇用環境の整備の促進	○	
④ 知的財産の活用及び産学官の連携		○	⑫ 商店街等の振興を通じた地域の活性化の促進		○
⑤ 創業・新たな事業の創出の促進		○	⑬ 地域の多様な資源と地場産業を活かした事業活動の促進		○
⑥ 事業の承継の円滑化	○		⑭ 脱炭素化などSDGs等の新しい課題への対応	○	
⑦ 中小・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進		○	⑮ 自然災害や感染症への対応の促進	○	
⑧ 地産外商の強化		○			

\* 「個別」は、個別の業種に該当する施策の基本的方向を指す

### III 指針への対応

#### 1 施策を推進する県庁内の部局 = 3つの基本的な考え方

農・林・水・商工・観光等といった産業振興を担う部局だけでなく、**他の部局**においても、**許認可業務を含めて自部局の行政目的とその関わりのある「業」の継続・成長につながる振興策を積極的に検討し実行**していく → **全庁挙げて施策を推進**

**1** 産業振興計画や建設業活性化プランなどの**県計画等に基づき、現に各産業分野や業界の振興に取り組んでいる部局は、引き続きその関係業種を主管し施策を推進**

**2** 飲食店などの**許認可業務を所掌する部局は、その関係業種を主管し施策を推進**  
 （許認可業務を含め**省庁を所管する部局が関係する「業」を主管し**、その維持・振興を図っていく）

**3** バスやタクシーの運行など**「業」に関わる許認可権等は県にないものの、県民の福祉増進を図る行政目的の業務を所掌する部局は、その関係業種を主管し施策を推進**

産業振興センターやよろず支援拠点、商工会議所・商工会などの**産業支援機関やプラットフォームによる支援も活かして施策を推進していく**

#### 2 推進体制

中小企業・小規模企業振興審議会（年2回開催）に向けて、指針に基づく施策の強化の方向性等を協議する**庁内の会議体**を設置し、指針の実効性を高めていく

#### 【中小企業・小規模企業振興審議会】

（調整会議を経て開催）

- \* 下記開催月はR5以降の原則
- （6月） 当年度の取組内容と前年度の進捗状況の確認
- （10月） 上半期の進捗状況と、下半期・次年度に向けた強化の方向性の確認

#### 【中小企業・小規模企業振興指針調整会議】

（庁内会議）

（役割）指針に基づく施策の進捗状況の確認や強化の方向性等を協議

### IV 指針全体を貫く目標の設定

**指針全体を貫く目標**として、**下記の3つ**を設定。この目標の実現と、指針を踏まえた施策の充実・強化に向けて取り組んでいく

【指針全体を貫く目標】 \* 現指針を見直すR5年度と10年後をそれぞれ設定

**1** 【指標】 **事業所数**（E列挙方法）経済センサス、総務省レジスター統計により把握

継続

【目標】 **(R5) 32,310所**（10年後=R13）**30,500所**

出発点：（R3）32,839所 \* R3経済センサス速報値（R4.5月発表）

県人口と事業所数との間には高い相関関係が存在。その関係数式に、県版総合戦略における県人口の将来展望の数値を当てはめて算出

→ 働く場を確保し、地域社会や県民生活を守っていくためにも、県人口の将来展望と連動した事業所数を維持・確保していく

**2** 【指標】 **1事業所当たりの付加価値額**（E列挙方法）同上

成長

【目標】 **(R5) 3,690万円**（10年後=R12）**仮 4,240万円** \* 年率2.0%成長

出発点：（R2）3,481万円 \* R3経済センサス速報値（R4.5月発表）等を基に独自に推計

\* 10年後の目標値は、R5.6月に発表予定のR3経セン結果（確報・産業横断的集計）に基づき、あらためて設定

企業等の付加価値は、利益・人件費・減価償却費から構成

→ 将来の設備投資や雇用拡大の原資として重要となる付加価値額の維持・拡大を目指す

**3** 【指標】 **施策の満足度**（中小企業者版県政世論調査の実施）

成長

継続

（E列挙方法）事業者向けアンケートにより把握（2年に1回実施）

【目標】（調査項目等を検討の上、R4年度中に設定）

全業種の中小企業等を対象に、**条例指針に基づく施策の総合的な満足度調査をR5年度から実施**

→ 各業種に対する施策のPDCA（チェック・アクション）に生かしていく

#### 個別目標の設定

R4年度末を目途に**主要な施策の個別目標を設定**